農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年4月1日

西会津町長 薄 友 喜

記

## 1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町下松地区

## 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年10月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数

法人0 経営体個人1 経営体集落営農(任意組織)0 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

## 5. 農地中間管理機構の活用方針

・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

## 6. 地域農業の将来のあり方

・ 定期的に集会場で今後出来るか区内で話し合いを進め、継続が困難な様なら中心経 営体に集約するように進めていく。